京都府サービス管理責任者等実践研修における

**開始届**

「６月以上の実務経験（OJT）」実施に係る開始届

京都府内（京都市内除く）事業所用

令和　　年　　月　　日

京都府知事　様

法人名

代表者職名・氏名

以下の全ての項目に該当しますので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | サービス管理責任者等基礎研修受講開始時において既に実務経験者※である。　※直接支援業務又は相談支援業務の実務経験が３～８年以上 |
| [ ]  | 「６月以上の実務経験（OJT）」をこれから実施予定である。（又は、既に実施を開始している。） |
| [ ]  | 本届出の記入内容に事実との相違があった場合、京都府サービス管理責任者等実践研修を受講できないことがあることや、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できないことがあることについて了承する。 |
| [ ]  | サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の両方の修了証書を添付している。 |

　※該当する項目に[x]

１　届出対象者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所名 |  |
| サービスの種類 |  |
| 電話番号 | －　　　－　　　 |
| ふりがな |  |
| OJT実施（予定）者名 |  |
| 生年月日 | 昭和・平成　　年　　月　　日 |
| 種類※ | [ ] サービス管理責任者[ ] 児童発達支援管理責任者 |

　　　※修了証書の発行を希望する種類いずれかに[x]

２　研修修了日等

（１）サービス管理責任者等基礎研修受講開始日（日付例は京都府の研修開始日）

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | 【令和５年度】令和５年６月20日（修了日が令和５年７月25日の１コース修了者） |
| [ ]  | 【令和５年度】令和５年７月18日（修了日が令和５年８月25日の２コース修了者） |
| [ ]  | 【令和４年度】令和４年６月10日 |
| [ ]  | 【令和３年度】令和３年９月10日 |
| [ ]  | 【令和２年度】令和２年10月16日 |
| [ ]  | （その他：記入してください）　　　年　　　月　　　日 |

※該当する項目に[x]

※WEB講義視聴開始日と集合研修日がある場合はいずれか早い日となります。

（２）サービス管理責任者等基礎研修修了日

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |

※修了証書に記載の日付を記入

（３）相談支援従事者初任者研修講義部分修了日

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |

※修了証書に記載の日付を記入（京都府の初任者研修であれば３日コース又は６日コース又は８日コースとなります。）

３　基礎研修受講開始時の実務経験（※直接支援業務又は相談支援業務の実務経験が３～８年以上）

（１）サービス管理責任者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務期間（年か月） | 事業所名（施設種別） | 業務内容（職名） | 区分 |
| 年　　月　　日～年　　月　　日（　　年　　か月） | （障害） | （　　　　） |  |
| 年　　月　　日～年　　月　　日（　　年　　か月） | （障害） | （　　　　） |  |

　　　※実務経験…該当する区分の期間を記入（実務経験の詳細は別紙参照）

（一）：相談支援の業務等に従事した期間

（二）：社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務に従事した期間

（三）：社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間

（四）：医師等が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

　　　※必要に応じて、上記経験の実務経験証明書等、追加資料の提出を求める場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 充足要件 | 充足日 |
|  | 年　　月　　日 |

※充足要件…以下から１つを選択

①：（一）及び（二）の期間を通算した期間が５年以上である者

②：（三）の期間を通算した期間が８年以上である者

③：（一）から（三）までの期間が通算して３年以上かつ（四）の期間が通算して３年以上である者

※充足日…充足要件（実務経験）を満たした日を記入

（２）児童発達支援管理責任者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務期間（年か月） | 事業所名（施設種別） | 業務内容（職名） | 区分 |
| 年　　月　　日～年　　月　　日（　　年　　か月） | （障害） | （　　　　） |  |
| 年　　月　　日～年　　月　　日（　　年　　か月） | （障害） | （　　　　） |  |

　　　※実務経験…該当する区分の期間を記入（実務経験の詳細は別紙参照）

イ：相談支援の業務等に従事した期間

ロ：社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務に従事した期間

ハ：老人福祉施設の従業者等が相談支援の業務等に従事した期間及び老人福祉施設の従業者等であって社会福祉主事任用資格

者等である者が直接支援の業務等に従事した期間を合算した期間

ニ：社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間

ホ：老人福祉施設の従事者等であって社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間

へ：医師等が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

　　　※必要に応じて、上記経験の実務経験証明書等、追加資料の提出を求める場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 充足要件 | 充足日 |
|  | 年　　月　　日 |

※充足要件…以下から１つを選択

①：イ及びロの期間を通算した期間が５年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上である者

②：ニの期間を通算した期間が８年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上である者

③：イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上かつヘの期間が通算して

５年以上である者

※充足日…充足要件（実務経験）を満たした日を記入

４　「６月以上の実務経験（OJT）」の開始（予定）日

|  |
| --- |
| 開始（予定）日 |
| 令和　　年　　月　　日 |

　　　※実務経験（OJT）開始までに、「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方の修了が必要です。

≪参考≫ 必要となる「６月以上の実務経験（OJT）」の内容

　「６月以上の実務経験（OJT）」で実践研修を受講する場合、以下の区分（ア）～（ウ）のいずれかに該当する必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 業務内容 |
| （ア） | 基礎研修修了者 ➡Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ’の全て |
| （イ） | やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 ➡Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ、Ⓔの全て※【注意】配置される場合は指定権者へ事前相談が必要です。 |
| （ウ） | 令和３年度末までに実務経験者が基礎研修修了者※となり、経過措置対象者としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 ➡Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ、Ⓔの全て※【注意】配置される場合は、サービス管理責任者等として指定権者への配置届が必要です。 |

※「基礎研修修了者」とは、「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方を修了した者です。（以下同じ）

|  |
| --- |
| 業務内容の詳細 |
| Ⓐ　利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。（基準省令第58条第２～３項等参照） |
| Ⓑ　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。（基準省令第58条第４項等参照） |
| Ⓒ　個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第58条第５項等、解釈通知第四の３(7)②ア等参照） |
| Ⓒ’サービス管理責任者等が開催するⒸの会議に参画する。 |
| Ⓓ　上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。（基準省令第58条第６項等、解釈通知第四の３(7)②イ、ウ等参照） |
| Ⓔ　定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも６月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。（基準省令第58条第８項等、解釈通知第四の３(7)②エ等参照） |

　　　※Ⓐ～Ⓓは個別支援計画見直しの際にも行います。

　なお、「６月以上の実務経験（OJT）」で必要な個別支援計画の作成数は、延べ10人分以上です。

　　例１）同一人物について新規計画作成及び計画見直しをした場合は、延べ２人とします。

例２）同一人物について２回計画を見直した場合は、延べ２人とします。

　個別支援計画の作成数の実績は、「６月以上の実務経験（OJT）」の実施に係る完了届で確認します。

---------------------------------------------------------------------------------------

＜届出内容確認＞【指定権者記入欄】　※届出者は記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認 | 内　容 |
| [ ]  | ◆３（１）又は（２）の充足日⇒２（１）基礎研修受講開始日　実務経験を充足した後にサービス管理責任者等基礎研修を受講開始 |
| [ ]  | 　　　 　　　　　　◆１＝３（１）又は（２）修了証書発行希望種類と実務経験の種類が一致 |
| [ ]  | 　　 　　◆２（２）（３）研修修了日⇒４OJT開始（予定）日「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方を修了した後、６月以上の実務経験（OJT）を開始（予定） |
| [ ]  | サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の両方の修了証書を添付している |

※該当する項目に☑

＜届出書の概要＞

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度の制度改正に伴い、令和３年度から実践研修を実施しています。

この実践研修を受講するに当たっては、基礎研修修了後に必要な実務経験（OJT）が「２年以上」とされていますが、令和５年６月30日の告示改正により、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「６月以上」とされました。

「２年以上の実務経験（OJT）」は相談支援業務や直接支援業務を含む幅広い取扱いとされており、研修受講に当たって指定権者への届出は不要ですが、今回新たに追加された「６月以上の実務経験（OJT）」は「個別支援計画の作成の一連の業務」と限定され、指定権者への届出が必要です。

＜京都府サービス管理責任者等実践研修　届出フロー図＞

　京都府サービス管理責任者等実践研修における「６月以上の実務経験（OJT）」実施に係る各種届出手続等の流れは以下のとおりです。（令和５年12月時点）

　なお、手続方法や届出様式については今後変更する場合があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所 | 京都府障害者支援課 | 指定権者(保健所) |
| ① | OJT実施者の決定 |  |  |
| ② | OJT実施に係る開始届の提出 |  |  |
| ③ | OJTの実施 |  |  |
| ④ | OJT実施に係る完了届の提出（OJTの実施完了後、随時） |  |  |
| ⑤ |  | 実践研修募集開始 |  |
| ⑥ | 実践研修受講申込 |  |  |
| ⑦ |  |  | OJT実施に係る開始届及び完了届の取りまとめ結果を京都府障害者支援課へ送付 |
| ⑧ |   | 研修申込内容とOJT実施に係る開始届及び完了届を確認し受講決定 |  |
| ⑨ | 実践研修受講 |  |  |
| ⑩ |  | 実践研修修了証書発行 |  |
| ⑪ | （正式に配置する場合）実務経験証明書等とともに指定権者へ配置の届出 |  |  |

「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」（令和５年３月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）抜粋

|  |
| --- |
| （OJT期間が「６月以上」とすることができる要件について）問１　実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「６月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。 |

（答）　以下のいずれの要件も満たす者である。

①　基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしていること。

②　実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㋐　サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㋑　やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㋒　令和３年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記㋑と同様）に従事する場合。

※　具体的な業務内容については問４参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJTとして行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

　　　③　上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

|  |
| --- |
| （OJTの業務の具体的内容について）問４　「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。 |

（答）　個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

Ⓐ　利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。（基準省令第58条第２～３項等参照）

Ⓑ　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。（基準省令第58条第４項等参照）

Ⓒ　個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第58条第５項等、解釈通知第四の３(７)②ア等参照）

※　サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

Ⓓ　上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。（基準省令第58条第６項等、解釈通知第四の３(７)②イ、ウ等参照）

Ⓔ　定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも６月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。（基準省令第58条第８項等、解釈通知第四の３(７)②エ等参照）

|  |
| --- |
| （OJTの業務の頻度等について）問５　「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。 |

（答）　この実務経験（OJT）は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。（なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも６月に１回以上行うことが指定基準上定められている）

また、実務経験（OJT）に係る期間（勤務日数）の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

|  |
| --- |
| （基礎研修修了者がOJTとして個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて）問６　サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。 |

（答）　それぞれ以下のとおりである。

①　基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため（※）にサービス管理責任者等として配置する場合

利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※　サービス管理責任者等を２人以上配置する必要がある事業所（利用者数が61人以上（共同生活援助及び自立生活援助は31人以上））において、サービス管理責任者等が１人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

②　基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

|  |
| --- |
| （本改正施行前における実務経験（OJT）の算入可否について）問11　本改正施行前※おいて、例えば令和４年９月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から６ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。 |

（答）　本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験（OJT）の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

　※令和５年６月30日告示改正